

○仙台市交通安全対策会議条例

昭和四六年三月一七日

仙台市条例第三号

改正 昭和六二年三月条例第一六号

平成一七年一〇月条例第四八号

平成二六年三月条例第一一一号

(設置)

第一条 交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第十八条第一項の規定に基づき、本市に仙台市交通安全対策会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 本市の交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること
- 二 前号に掲げるもののほか、本市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること

(会長及び委員)

第三条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - 二 宮城県の職員のうちから市長が委嘱する者
 - 三 宮城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - 四 本市の職員のうちから市長が任命する者
 - 五 本市教育委員会の教育長
 - 六 本市の消防長
 - 七 その他市長が必要と認めて委嘱する者
- 6 次の各号に掲げる者のうちから委嘱され、又は任命される委員の数は、当該各号に定める人数以内において市長が定める数とする。
 - 一 国の関係地方行政機関の職員 三人

- 二 宮城県の職員 二人
- 三 宮城県警察の警察官 二人
- 四 本市の職員 十四人
- 五 その他市長が必要と認める者 三人

(平二六、三・改正)

(特別委員)

第四条 会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(昭六二、三・平一七、一〇・改正)

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(平一七、一〇・改正)

附 則

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭六二、三・改正)

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平一七、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平二六、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。